

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16内閣委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額、期末手当及び勤勉手当並びに諸手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 俸給表の改定

イ 全ての俸給表の俸給月額について、初任給を始め若年層に特に重点を置きながら引き上げる。

ロ 指定職俸給表を除く俸給表について、号俸構成を改めるとともに、俸給月額を改定する。

2 諸手当の改定

イ 期末手当及び勤勉手当の支給割合について、それぞれ年間0.05月分引き上げる。

ロ 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1万3,000円とする。

ハ 地域手当について、級地の区分及び支給割合を見直す。

ニ 通勤手当の支給月額の限度額を1箇月当たり15万円とする。

ホ 定年前再任用短時間勤務職員について、地域手当の特例を適用するとともに、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとする。

二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正

1 寒冷地手当の支給額を引き上げる。

2 定年前再任用短時間勤務職員に対して寒冷地手当を支給することとする。

3 寒冷地手当の支給地域を見直す。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の1のロ並びに2のロ、ハ、ニ及びホ並びに二の2及び3等は令和7年4月1日から施行し、一の1のイ及び2のイ並びに二の1は令和6年4月1日から適用する。

2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16内閣委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

2 内閣総理大臣秘書官の俸給月額について、限度額を引き上げる。

3 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

4 常勤の委員等に支給する日額手当について、限度額を引き上げる。

二、2025年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を引き上げる。

三、2027年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部改正
政府委員の俸給月額を引き上げる。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一の1、3及び4、二並びに三は令和6年4月1日から適用する。
- 2 内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額及び期末手当の支給割合については、一の1及び3にかかわらず、当分の間、改定前の水準とする。
- 3 その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16内閣委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの意見の申出に鑑み、一般職の国家公務員及び防衛省の職員について、育児時間制度において1年につき人事院規則又は政令で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、これらの職員のうち常時勤務することを要しない職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

- 1 職員について、育児時間制度において1年につき人事院規則で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、常時勤務することを要しない職員についても、育児時間の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる。
- 2 防衛省の職員への準用規定について、所要の改正を行う。

二、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行う。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 6.12.19可決 参議院 12.19地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会付託 12.24本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣は、クラウド・コンピューティング・サービス（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供する役務をいう。）を適切かつ効果的に活用した公共情報システム（国又は地方公共団体の事務の実施に関連する情報システムをいう。）の効果的かつ効率的な整備及び運用を推進するため、公共情報システムの整備又は運用において国と国以外の当該整備又は運用を行う者が共同してクラウド・コンピューティング・サービスを利用することができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

二、国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、一の措置を通じて国と国以外の者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス（以下「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。）を利用することについて検討を行い、

その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならない。また、国の行政機関等以外の行政機関等は、これに準じた取組を行うよう努めなければならない。

三、内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等に対して、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

四、内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者との契約において、国以外の者が当該事業者を支払うべき共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該国以外の者から納付を受けた上で当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の国以外の者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができる。

五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。

【附帯決議】（6.12.23地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 ガバメントクラウドが海外のクラウドサービス提供事業者に依存することによるデータ主権及び経済安全保障の観点からの懸念を踏まえ、国内のクラウドサービス提供事業者を育成するための方策を早急に講ずること。また、行政機関等に対して、国内のクラウドサービス提供事業者も含めた各社のクラウドサービスの特徴を情報提供するなど、利用機会の拡大に向けた措置を講ずること。

二 ガバメントクラウドに保管されたデータについて、漏えいや不適切な利用が生じることがないように万全の措置を講ずること。また、外国政府からのデータ開示要請等の可能性があることを踏まえ、データの暗号化等及び主権免除の適用等の措置を講ずるとともに、我が国の主権及び国民の権利利益の侵害を防止できるよう、クラウドサービス提供事業者との間で必要な対応を行い、併せて外国政府との間で必要な対応を行うこと。

三 政府情報システム及び地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に際しては、いわゆるベンダーロックインやクラウドロックインを回避できるよう、データの移行性及び導入プロセスの透明性を十分に担保するために必要な措置を講ずること。

四 ガバメントクラウドの調達に当たり、為替変動による地方公共団体等の予算計上に係る業務負担や財政負担が過多とならないよう必要な措置を講ずること。特に、クラウドサービス提供事業者と実効性ある交渉を行い、円建てによる支払の実現を目指すこと。

五 標準準拠システムへの移行については、移行困難システムを有する地方公共団体が一定数存在する現状を踏まえ、地方公共団体等との十分な調整を行い、各地方公共団体の状況に応じて、令和7年度以降も必要な移行期間を確保できるよう柔軟に対応すること。また、移行期限までの移行が困難な地方公共団体に切れ目のない財政支援を行うため、デジタル基盤改革支援基金の設置期限延長に必要な措置を講ずること。

六 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等について、為替レート、物価高、人件費等の他律的な要因も加味した上で、標準準拠システムへの移行完了後に、平成30年度比で少なくとも3割削減する目標を達成するため、ガバメントクラウドの利用料を含めた運用経費等の低廉化を図るための継続的な検討を行うなど必要な措置を講ずること。また、国以外の行政機関等に対する情報の提供その他の必要な措置を行うに当たっては、直ちにガバメントクラウドに移行しない場合でも、将来のシステム更新時等に、改めてガバメントクラウドの利用を検討できるよう助言するなど伴走型支援を適切に行うこと。

七 地方公共団体の情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行に当たって、地方公共団体におけるデジタル人材の確保のために必要な支援を行うとともに、標準準拠システムへの移行準備経費及びシステム移行経費に加えて、移行完了後の運用経費等についても、必要かつ十分な財政措置を講ずること。

八 地方公共団体の情報システムのガバメントクラウドへの移行については、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の意見を最大限尊重するとともに、地方公共団体の規模、権能及び地域特性並びに運用されている情報システム等の個々の状況を踏まえて柔軟に対応すること。特に、基

- 幹業務システム以外の情報システムの移行については、地方公共団体の自主的な検討に委ねることを原則としつつ、移行を希望する地方公共団体に対し、適切な伴走型支援を行うこと。
- 九 ガバメントクラウドを利用したE B P Mの実現に資するよう、データ要件・連携要件の標準仕様について、将来的に適切な見直しを行うこと。
- 右決議する。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16総務委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 経済対策の事業の円滑な実施に必要な財源を措置するため、令和6年度に限り、「臨時経済対策費」を設ける。
- 2 地方公務員の給与改定に必要な財源を措置するため、令和6年度に限り、「給与改定費」を設ける。
- 3 臨時財政対策債の償還に要する経費の財源を措置するため、令和6年度に限り、「臨時財政対策債償還基金費」を設ける。
- 4 臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額について、令和7年度にあつては、臨時財政対策債償還基金費の額の100分の50に相当する額を、令和8年度にあつては、当該額を臨時財政対策債償還基金費の額から控除した額を、それぞれ控除する特例を設ける。
- 5 令和6年度に限り、地方公共団体が起こすことができることとされる臨時財政対策債について、令和6年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定において基準財政需要額から控除された額の範囲内の額とする。

二、地方交付税の総額の特例

- 1 令和6年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円について、その活用を取りやめる。
- 2 令和6年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例を改正する。
- 3 令和6年度分の地方交付税の額の一部を、同年度内に交付しないで、令和7年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 6.12.19可決 参議院 12.19総務委員会付託 12.24本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地方公務員について、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律について、国家公務員と同様に改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地方公務員の部分休業制度において、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことができる形態を選択可能とする。
- 二、地方公務員の非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げる。
- 三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16法務委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民間給与との較差等に基づく報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二、給与制度の整備に伴う改定

社会と公務の変化に応じた一般の政府職員の給与改定に対応して、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる裁判官の報酬月額を改定する。

三、施行期日等

一は、公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、令和6年4月1日から適用する。二は、令和7年4月1日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16法務委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民間給与との較差等に基づく俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二、給与制度の整備に伴う改定

社会と公務の変化に応じた一般の政府職員の給与改定に対応して、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる検察官の俸給月額を改定する。

三、施行期日等

一は、公布の日から施行し、一による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、令和6年4月1日から適用する。二は、令和7年4月1日から施行する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16外交防衛委員会付託 12.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、営外手当の月額を6,830円とする。

二、自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の71.25等及び100分の51.25等とする。

三、常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の175とする。

四、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生に支給される自衛官候補生手当の月額、学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

五、再任用職員に支給される6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の70等及び100分の50等とする。

六、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合を100分の172.5とする。

七、一般職の国家公務員の例に準じて特定任期付職員に対して勤勉手当を支給する。

八、一般職の国家公務員の例に準じて自衛官候補生及び学生に対して単身赴任手当を支給する。

九、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

十、本法律は、公布の日から施行し、一、二、三及び四については、令和6年4月1日から適用す

る。ただし、五、六、七、八及び九については、令和7年4月1日から施行する。

本院議員提出法律案

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第1号）

（参議院 6.12.17政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、議会制民主主義の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附の禁止、政党から公職の候補者に対してされる寄附の禁止及び渡切りの方法による支出の禁止、政治活動に関する寄附の量的制限の強化、収支報告書の要旨の公表の期限の短縮等の措置を講ずるとともに、政治団体の代表者に政治団体に対する監督義務を課し、あわせて、政治資金規正法違反について罰則を強化すること等を内容とするものである。

政党助成法を廃止する法律案（参第2号）

（参議院 6.12.17政治改革に関する特別委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、政党の政治資金は主として国民が拠出する浄財によって賄われるべきものであることに鑑み、国が政党に対する助成を行う制度を廃止しようとするものである。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置等に関する法律案（参第3号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、大深度地下をはじめ地下に大規模な施設又は工作物を設置する行為が、当該行為を行う区域に係る土地の陥没等により住民の生活等に大きな影響を生ずるおそれがあるとともに当該土地の価値を減少させるおそれがあるものであることに鑑み、地下の使用に係る手続の適正化等を図るため、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の廃止に関する措置その他必要な措置を定めようとするものである。

衆議院議員提出法律案

(衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載)

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第2号）

(衆議院 6.12.17可決 参議院 12.17政治改革に関する特別委員会付託 12.24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、渡切りの方法による経費支出の禁止

- 1 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができないこととする。
- 2 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならないこととする。
- 3 1に伴い、政策活動費を充ててした支出の項目別の金額及び年月の収支報告書への記載に係る規定及び政策活動費の使用状況の公開等に関する制度の検討に係る規定を削除する。

二、施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行する。

政治資金規正法等の一部を改正する法律案（衆第6号）

(衆議院 6.12.17修正議決 参議院 12.17政治改革に関する特別委員会付託 12.24本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実

総務大臣は、政党本部若しくは政治資金団体又は国会議員関係政治団体からオンラインにより総務大臣又は都道府県選挙管理委員会に提出された収支報告書について、検索することができるように体系的に構成したデータベースを整備し、インターネットを通じて一般に供ししなければならないこととする。その際、プライバシーに配慮する観点から、個人の寄附者等に係る事項については、対象から除外する。

二、外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価の支払の禁止等

外国人・外国法人等からの政治資金パーティーの対価の支払を受けることを禁止する。また、外国人・外国法人等が、外国人・外国法人等であることを偽って政治活動に関する寄附や政治資金パーティーの対価の支払をしてはならないこととする。さらに、政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめ、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知することとする。

三、自らが代表を務める政党選挙区支部に対する寄附への税制優遇の適用除外

寄附金控除の特例等の適用対象から、公職の候補者が自らが代表を務める政党選挙区支部に対してする政治活動に関する寄附を除外する。

四、政党に所属する国会議員が起訴された場合における政党交付金の交付停止等

政党に所属する国会議員が政治資金又は選挙に関連する犯罪で起訴された場合において、その政党に対して交付すべき政党交付金のうち当該議員に係る議員数割額に相当する額の交付を停止する制度を設けるものとし、その法制上の措置については、この法律の公布の日後1年以内を目途として講ずるものとする。

五、施行期日

この法律は、一部を除き令和9年1月1日から施行する。

政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する

る法律案（衆第11号）

（衆議院 6. 12. 17可決 参議院 12. 17政治改革に関する特別委員会付託 12. 24本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員関係政治団体の収支報告書の記載の正確性に関する監視や政治資金の制度に関する提言等を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金監視委員会を置くものとする。
- 二、政治資金監視委員会の組織等については、委員長及び委員は、委員会の職務の遂行に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命するものとするとともに、委員長及び委員の身分保障及び服務について規定するものとする。
- 三、政治資金監視委員会は、必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体の公署、政党その他の者に対して、説明又は資料の提出の要求その他必要な措置を講ずることができるものとする。
- 四、政治資金監視委員会は、国会議員関係政治団体の収支報告書に虚偽記入又は不記載があると認めるときは、当該収支報告書の訂正をさせるために必要な措置を講ずることができるものとする。また、政治資金監視委員会は、その措置を講じたときは、その旨を公表しなければならないものとする。
- 五、政治資金監視委員会の委員長及び委員の推薦並びに委員会の要請を受けて国政に関する調査を行うため、別に法律で定めるところにより、国会に、政治資金の透明性の確保に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置くものとする。
- 六、その他の政治資金の透明性を確保するための措置として、「照会及び相談並びに情報の提供等のための体制の整備」と「関係者への周知」について規定する。
- 七、政治資金監視委員会の設置のために必要となる人員については、国会職員の定員に上乗せして確保されることとするとともに、委員会の設置のために必要となる経費が確保されるよう、格別の財政措置が講ぜられるものとする。
- 八、この法律は、公布の日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第14号）

（衆議院 6. 12. 12可決 参議院 12. 16議院運営委員会付託 12. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、各議院の議長、副議長及び議員が受ける期末手当の支給割合を現行の水準に据え置くこと。
- 二、この法律は、公布の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）

（衆議院 6. 12. 12可決 参議院 12. 16議院運営委員会付託 12. 17本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定すること。
- 二、令和6年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、令和7年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 四、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一及び二については令和6年4月1日から適用し、三については令和7年4月1日から施行すること。
- 五、その他所要の規定の整理を行うこと。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）

(衆議院 6.12.12可決 参議院 12.16議院運営委員会付託 12.17本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の国家公務員に準じて、国会職員について育児時間制度を拡充する。
- 二、この法律は、一部の規定を除き、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）

(衆議院 6.12.17可決 参議院 12.19議院運営委員会付託 12.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、各議院の議長、副議長及び議員は、毎年1回、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の金額及びこれを充てた支出に関する事項を記載した報告書を、当該支出に係る領収書等の写しを添付して、その属する議院の議長に提出しなければならないこと。
- 二、一の報告書及び領収書等の写しは、公開すること。
- 三、各議院の議長、副議長及び議員は、その年において支給を受けた調査研究広報滞在費の総額から、その年において調査研究広報滞在費を充てた支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないこと。
- 四、任期满限の場合等の取扱いに関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めること。
- 五、この法律は、令和7年8月1日から施行し、この法律の施行の日以後に支給を受けた調査研究広報滞在費及び同日以後に調査研究広報滞在費を充てた支出について適用すること。

予 算

令和六年度一般会計補正予算（第1号）

（衆議院 6.12.12修正議決 参議院 12.12予算委員会付託 12.17本会議可決）

令和六年度特別会計補正予算（特第1号）

令和六年度政府関係機関補正予算（機第1号）

（衆議院 6.12.12可決 参議院 12.12予算委員会付託 12.17本会議可決）

【概要】

日本経済は、実質経済成長率が2四半期連続でプラスとなるなど、持ち直しつつある。こうした中、消費者物価指数の前年比は、令和4年4月以降、2%を上回って推移する一方、実質賃金の前年比は足下でゼロ%程度にとどまっている。政府は、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現などを目指し、令和6年11月22日に事業規模39.0兆円（財政支出21.9兆円）の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を閣議決定した。

経済対策の裏付けとなる令和6年度補正予算は、令和6年11月29日に閣議決定された。一般会計歳出において経済対策の実施に必要な経費の追加等を行う一方、同歳入において、租税及印紙収入等の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額を行うものである。

歳出については、日本経済・地方経済の成長のための経費5兆7,505億円、物価高の克服のための経費3兆3,897億円、国民の安心・安全の確保のための経費4兆7,909億円、国債整理基金特別会計へ繰入4,259億円等が追加された一方、既定経費1兆6,303億円が減額された（うち国債費の減額1兆5,268億円）。歳入では、租税及印紙収入3兆8,270億円の増収とともに、税外収入1兆8,668億円の増収を見込むほか、前年度剰余金受入1兆5,595億円、公債金6兆6,900億円（建設公債3兆800億円、特例公債3兆6,100億円）を増額することとされた。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は13兆9,433億円となり、これを加えた令和6年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに126兆5,150億円となった。

なお、一般会計補正予算は、衆議院において、令和6年度予算の一般予備費の残額のうち1,000億円について、令和6年能登半島地震及び豪雨による被害からの復旧・復興に要する経費に使用することを予算総則に追加する修正が行われた。

令和6年度補正予算のフレーム（一般会計）

歳出の補正		歳入の補正	
1. 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～	5兆7,505億円	1. 税収	3兆8,270億円
2. 物価高の克服 ～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～	3兆3,897億円	2. 税外収入（注3）	1兆8,668億円
3. 国民の安心・安全の確保 ～成長型経済への移行の礎を築く～	4兆7,909億円	3. 前年度剰余金受入	1兆5,595億円
小 計 （経済対策関係経費）	13兆9,310億円	4. 公債金	6兆6,900億円
4. その他の経費	1,768億円	（1）建設公債	3兆800億円
5. 国債整理基金特別会計へ繰入	4,259億円	（2）特例公債	3兆6,100億円
6. 地方交付税交付金（注2）	1兆398億円		
7. 既定経費の減額	▲1兆6,303億円		
合 計（A）	13兆9,433億円	合 計	13兆9,433億円
当初予算額（B）	112兆5,717億円		112兆5,717億円
補正後予算額（A）＋（B）	126兆5,150億円		126兆5,150億円

（注1）計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

（注2）経済対策関係経費計上分（7,926億円）と合わせて、地方交付税交付金全体で1兆8,324億円。

（注3）うち「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」分は1兆3,054億円。

（出所）財務省資料より作成

予備費等承諾を求めるの件

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費予算額 2 兆円のうち、令和 5 年12月22日に使用を決定した金額は 1 兆1,310億円で、地域の実情に応じた低所得者支援及び定額減税を補足する給付に必要な経費である。

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額5,000億円のうち、令和 5 年 4 月18日から 6 年 3 月18日までの間に使用を決定した金額は3,077億円で、その内訳は、道路等災害復旧事業等に必要な経費1,105億円、災害救助等に必要な経費380億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費210億円などである。

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額7,286億円のうち、令和 5 年 9 月29日から 6 年 1 月26日までの間に使用を決定した金額は19億円で、その内訳は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における給油所等設備災害復旧に必要な経費18億円、財政投融资特別会計投資勘定における政府保有株式の処分に必要な経費0.9億円である。

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

令和 6 年 2 月20日から 3 月26日までの間に決定した経費増額総額は710億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額698億円、自動車安全特別会計空港整備勘定における空港災害復旧事業に必要な経費の増額11億円である。

決算その他

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 6.12.20決算委員会付託 継続審査)

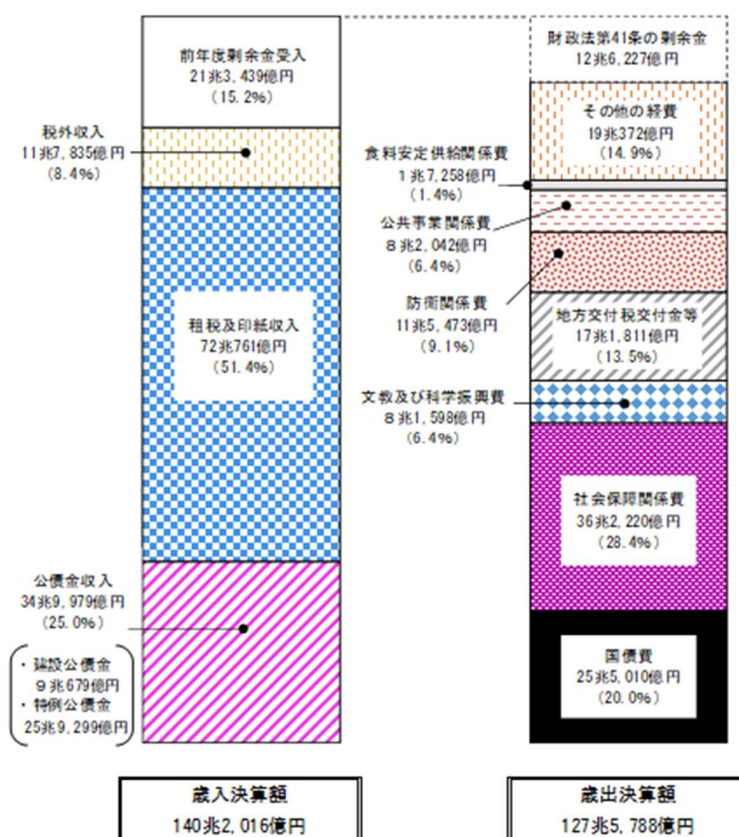
令和五年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は140兆2,016億円、歳出決算額は127兆5,788億円であり、差引き12兆6,227億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、令和六年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は8,517億円である。

令和五年度特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は428兆2,654億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は412兆5,344億円である。

令和五年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は100兆7,232億円であり、資金からの支払命令済額は24兆3,367億円、資金からの一般会計等の歳入への組入額は74兆7,045億円であるため、差引き1兆6,819億円の剰余を生じた。

令和五年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆9,764億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆8,164億円である。

〈令和五年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(注) () 内は構成比であり、単位未満四捨五入。

(出所) 「一般会計歳入歳出決算」より作成

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 6.12.20決算委員会付託 継続審査)

令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書における5年度中の国有財産の差引純増加額は5兆8,595億円、5年度末現在額は137兆6,943億円である。

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 6.12.20決算委員会付託 継続審査)

令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書における5年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は367億円、5年度末現在額は1兆2,804億円である。

N H K 決 算

日本放送協会令和二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和2年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和2年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,725億円、負債合計は4,516億円、純資産合計は8,209億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,099億円、経常事業支出は6,917億円となっており、経常事業収支差金は181億円となっている。

日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和3年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和3年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,743億円、負債合計は4,134億円、純資産合計は8,609億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,001億円、経常事業支出は6,638億円となっており、経常事業収支差金は363億円となっている。

日本放送協会令和四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和4年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和4年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆2,970億円、負債合計は4,098億円、純資産合計は8,872億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,917億円、経常事業支出は6,753億円となっており、経常事業収支差金は163億円となっている。

日本放送協会令和五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の令和5年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

令和5年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆3,191億円、負債合計は4,455億円、純資産合計は8,735億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,518億円、経常事業支出は6,727億円となっており、経常事業収支差は208億円の赤字となっている。